

かみさと



学校教育目標
豊かな心もち
他のために行動できる子
やさしく かしく
たくましく

- ㊦んがえて行動 ㊦んなにあいさつ
㊦そい合って働く ㊦もだちを大切に

さいたま市立上里小学校 学校だより
発行者 校長 梶山 崇 〒339-0006

令和4年6月1日(水) 6月号

さいたま市岩槻区上里2丁目2番地

TEL048-794-2316 メール: kamisato-e@saitama-city.ed.jp

いじめ撲滅強化月間の取組 (スクールロイヤーによる出前授業)

校長 梶山 崇

梅雨の時期となりましたが、子どもたちは元気に登校しています。先月の運動会には多数のみなさまにご参会いただきました。ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症はまだ、収束はしていませんが、令和元年度までの日常が少しずつ戻ってきていることはたいへんうれしいことです。

さて、今月はいじめ撲滅強化月間です。本校ではいじめ防止教育をさらに充実させるため、今年度はさいたま市教育委員会のスクールロイヤー活用事業を利用し、5月27日(金)に5、6年生を対象に出前授業をしていただきました。

授業の冒頭でスクールロイヤーの先生は弁護士という仕事について、「言葉で守る仕事」と説明してくださいました。子どもたちも弁護士という仕事についてイメージできました。また、いじめの構造を説明するのに子どもたちがよく知っているネコ型ロボットのアニメの登場人物を例に挙げ、分かりやすく説明してくださいました。やさしい雰囲気の中にも、しっかりとされた口調で、いじめかどうかは「した側」ではなく「された側」から判断すること、傷ついているかどうか相手の気持ちに目を向けることなどを指導してくださいました。子どもたちも緊張しながら聞いていました。

また、ロイヤーの先生は、いじめをした側の児童やいじめをされた側の児童ばかりでなく、いじめにおける「観衆」(はやしたてたり面白かったりして見ている側)、傍観者(見て見ぬふりをする側)の立場にいる児童に何ができるのか考えさせていました。子どもたちも積極的に自分の考えを話していました。特に傍観者の立場にいる児童がいじめについて小さな「No」の空気に変えることが大切であると指導してくださいました。さらに、先生や親に相談すること、友だちに声をかけたり、寄り添ったりすることも大切であると指導してくださいました。

改めて、いじめは人から幸せになる権利を奪う人権を侵害する行為であること、法に触れる行為であることを子どもたちに指導します。学校の取組として、①校長による講話、②朝のあいさつ運動、③学級担任による指導、④道徳教育、⑤いのちの支え合いの授業、⑥子どもいじめ対策委員会による「いじめなくそう集会」、⑦いじめアンケート等を行います。なお、校長講話では、さいたま市教育委員会より一人1台配付されたタブレット端末の望ましい使用方法、SNS等の誹謗中傷の事例、ネットいじめ(下段を参照してください)についても事例を挙げて子どもたちに指導します。ご家庭でも適切なスマートフォン等の使い方等についてお子さんにご指導をお願いいたします。

誰もがいじめのない学校、いじめのない社会を望んでいます。ただ現実としていじめを0の状態のままにしておくことは難しい面があります。ですが、いじめだと思われる事案が発生した場合、きちんと組織で事実確認を行い、全力で対応します。お子さんの様子で、ご心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。今月も本校の教育活動にご支援をお願いいたします。

ネットいじめにつながる可能性のある例を紹介いたします。(ネットでのやり取りです)

A: 明日の遊園地、何時に集合するの?
B: なんて行くの?
A: 来るなってこと?

Bさんは交通手段を聞くつもりで聞きました。
Aさんは「なんて行くの?」と、来ることに否定的か意味に受け取ってしまいました。